

しずぎんjoyca（ジョイカ）会員規約

第 1 編 総則

〈第 1 章 本契約の成立〉

第 1 条（定義）

本規約において、別紙 1 定義集各号に掲げる語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

第 2 条（本契約の申込と成立）

1. 本契約は、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完了したときに成立するものとします。
2. 前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。
3. 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第 2 条の 2（クレジットカード債務の保証の取得）

1. 本人会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、静銀カード株式会社（以下「保証会社」という）の保証を得るものとします。
2. 本人会員は、保証会社の保証がなされない場合、当行からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 保証会社の保証を得るについて、本人会員は保証会社の定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。
4. 本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、保証会社が当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第 3 条（本契約と本規約の関係）

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更後の本規約が本契約の内容となります。

第 4 条 (特約)

1. 当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは提携する Visa、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします。
2. 当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。

〈第 2 章 本契約に基づく会員の地位〉

第 1 節 会員に提供されるサービス

第 5 条 (基本サービス)

1. 会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てショッピングを利用することができます。
2. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）が、キャッシングサービス利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てキャッシングサービスを利用することができます。
3. 本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員（ただし、家族会員を除きます。）は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用することができます。
4. 当行は、第 1 項から第 3 項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第 6 条 (付帯サービス等)

1. 会員は、付帯サービスを、当行またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行ウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。
2. 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止しもしくは廃止することができるものとします。
3. 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限

が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。

4. 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
5. 会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。
6. 当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第 2 節 会員の義務

第 1 款 カード等の管理等

第 7 条（カードの貸与）

1. 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを 1 枚発行し、これを会員に貸与します。
2. 会員は、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません
3. 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。
4. 会員は、当行が別に定める場合を除き、第 8 条または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。

第 8 条（更新カードの発行）

カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第 9 条（カードの再発行）

1. 当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員が

カードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。

2. 当行が会員に貸与したカードが IC カードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更した IC カードの再発行を行い貸与します。
3. 第 1 項または第 2 項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。
4. 第 1 項または第 2 項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することができるものとします。

第 10 条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)

1. 会員は、第 8 条または第 9 条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
3. 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第 8 条または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
4. 前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。

第 11 条 (子カード)

当行は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第 2 節第 1 款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条（暗証番号）

1. 会員（会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）は、入会等に先立ち、当行所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当行に申し出るものとします。
2. 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。
 - (1) 「0000」、「9999」などの同一数字の反復
 - (2) 「1234」、「4321」、「8901」などの連続する数字
 - (3) 会員の生年月日、電話番号、自宅住所もしくは郵便番号、常用する自動車の登録番号または趣味など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
3. 会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当行に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとします。

第13条（カード等の管理）

1. 会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないように、善良なる管理者の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。本人会員にあっては、家族カード等についても当該家族カード等に係る他人に利用されることがないように同様に管理するものとします。
2. 会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当行が明示的に許諾した場合にはこの限りではありません。
 - (1) 他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
 - (2) カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、カードに対する当行の所有権を侵害する行為
 - (4) シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
3. 会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカードの占有を他人に移転してはなりません。ただし、家族会員が当該家族会員に係る家族カードの占有を本人会員に移転することを除きます。
4. 会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供しまたは他人がカード情報を利用できる状況を作成してはなりません。
5. 会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとします。

6. 当行は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
7. 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知しまたは当行または提携先ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
8. 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第14条（暗証番号の管理）

1. 会員は、暗証番号を他人に伝え（ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。）または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。
2. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。

(1) 暗証番号

- (2) (1) 以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号
3. 当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
4. 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、

暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知しまたは当行または提携先ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。

5. 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）

1. 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効

期限を経過していないものを含みます。本条、第 16 条および第 19 条において同じ。)につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。

- (1) ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口連絡すること。
 - (2) すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
 - (3) 当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。
2. 前項第 1 号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
3. 前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）

1. 会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用代金等相当額は本人会員が支払義務を負担するものとします。
 2. 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人（家族会員にあっては本人会員を除きます。）がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 1 項第 1 号の連絡を受け付けた日前 60 日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。
- (1) 会員が、第 15 条第 1 項各号の手続をすべて行ったこと。
 - (2) 第 15 条第 1 項第 2 号の警察への届出が受理されたこと。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。
- (1) カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合
 - (2) カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合
 - (3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合
 - (4) 第 7 条（カードの貸与）第 2 項、第 10 条（更新カードまたは再

発行カードの送付を受けたときの処置)、第13条(カード等の管理)その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの占有を喪失した場合

- (5) 前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合
 - (6) 会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合
 - (7) 会員が第15条第2項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (8) 当行が第15条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合(当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。)
 - (9) 会員が損害の填補を請求する際、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害の填補に必要とする書類を当行に提出しない場合
4. 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。
- (1) 前項第1号または第2号に定める事由がある場合
 - (2) 前項第6号前段または第7号前段に定める事由がある場合
 - (3) 前項第6号後段または第7号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第17条 (カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)

- 1. 会員は、カード情報(更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第21条までの規定において同じ。)の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口にもその旨を連絡するものとします。
- 2. 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説

明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

3. 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）

1. 本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人（ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。）により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
 - (1) 会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいに関与した場合
 - (3) 第1号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合
 - (4) 第2号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係が関与した場合
 - (5) 会員が、第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）第2項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (6) 当行が第17条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）
 - (7) 会員が損害の填補を請求する際、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害の填補に必要とする書類を当行に提出しない場合
3. 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カードの利用に起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 前項第1号または第3号の事由がある場合（ただし、会員に故

意または重大な過失があるときに限ります。)

- (2) 第 17 条第 2 項の調査において虚偽の説明をした場合
- (3) 前号の場合を除き、前項第 5 号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第 19 条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）

- 1. カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）第 2 項または第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2. 前項の規定は、本人会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。
- 3. 第 1 項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第 20 条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）

- 1. カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2. 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。
- 3. 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。
- 4. 会員が ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当行に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）

1. 第 13 条（カード等の管理）の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
 - (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。
 - (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。
2. 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

第 2 款 その他の義務

第 22 条（年会費）

1. 本人会員は、当行に対し、当行所定の日に当行所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
2. 年会費の額および支払日は、カード送付時に本人会員に通知しまたは会員向けの当行ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。
3. 支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第 23 条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）

1. 本人会員は、当行に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。
 - (1) 本人会員または家族会員の氏名もしくは住所
 - (2) 本人会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
 - (3) 本人会員の職業（個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。）または主たる収入の種類
 - (4) 本人会員の勤務先または事業の名称、所在地（事業の場合にあってはその本拠地）もしくは電話番号
2. 前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知（電

磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当行は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。

3. 当行は、入会時および入会后定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード（有効かつ現在の住居地が記載されたものに限り。）の提示または本人会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第24条（みなし届出）

1. 本人会員と当行との間で カード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と当行との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当行は、本人会員と当行との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
2. 当行は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当行は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条（年収および職業等の申告）

1. 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
2. 本人会員は、当行が、本人会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当行に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
3. 本人会員は、当行が請求したときには、遅滞なく、本人会員の収入を証する書面であって当行所定のものを提出するものとします。

第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）

1. 当行が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、本人会員は、これに応ず

るものとします。

2. 本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、当行所定の方法で申告するものとします。
3. 本人会員は、本人会員が以下のいずれかに該当する場合または該当することとなった場合には、遅滞なく、当行所定の方法により当行に届け出なければなりません。
 - (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者
 - (2) 過去に前号に該当していた者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者（事実婚を含みます。以下本号において同じ。）、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子
4. 会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が当行に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当行は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めることができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

1. 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。
 - (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。
 - (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。
 - (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
 - (4) 米国 OFAC 規制により規制される取引を行うこと。
2. 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
3. 当行は、第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第 28 条（WEB サービス等への登録）

1. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、両社が別に定めるところに従い、WEB サービスおよび WEB 明細に登録するために必要となる手続きをとるよう努めるものとします。
2. 本人会員は、本人会員としての資格を有する間、WEB サービスおよび WEB 明細登録を維持するよう努めるものとします。

第 29 条（WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項）

1. 会員は、当行が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。
2. 本人会員は、WEB サービスおよび WEB 明細の登録を行うことにより、WEB 明細を利用することができます。
3. 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
4. WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当行は、当該 ID 等に係る会員により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。
5. 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行または提携先ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
6. 会員は、WEB サービスもしくは WEB 明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
7. WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。

〈第 3 章 家族会員〉

第 30 条（家族会員）

1. 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員とすることの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。
- (1) 本人会員の家族（当行所定の範囲の者に限ります。）であること。

- (2) 本規約に定められた会員の義務を遵守する意思および能力を有する者であること。
- (3) 前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。
2. 当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。
3. 第1項第2文および前項の規定にかかわらず、本人会員は、第1項の承認請求の際、当行所定の方法で届け出ることにより、家族会員によるキャッシングサービスの利用を許諾しないことができるものとします。
4. 第1項第2文および第2項の規定にかかわらず、本人会員は、当行に対して当行所定の方法で通知することにより、キャッシングサービスの利用を許諾された家族会員につき、その許諾を撤回することができます。この場合、当該撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。
5. 当行が第1項の指定を承認した後、家族会員が第1項の要件を欠いていることが判明しまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。

第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

1. 本人会員は、家族カード等の利用に基づくカード等利用代金等、家族カードに係る年会費および各種手数料、家族会員が利用した付帯サービスの代金および手数料ならびに本規約に定めるカード等利用代金等相当額の支払義務を負担します。
2. 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。

第32条（家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知）

家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知しまたは容易に知りうる状態に置くものとします。

第 33 条（家族会員の指定の撤回）

1. 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。
2. 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

第 34 条（家族会員の死亡と届出）

家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。

第 35 条（当行による家族会員の承認の撤回）

以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第 30 条第 2 項に定める承認を将来に向かって撤回することができるものとします。

- (1) 家族会員が、第 30 条（家族会員）第 1 項の指定の時点において、第 30 条第 1 項各号のいずれかの要件を欠いていることが判明したこと。
- (2) 家族会員が、第 30 条第 1 項各号のいずれかの要件を欠くに至ったこと。
- (3) 家族会員が、本規約または特約に定める家族会員が遵守すべき事項を遵守しなかったこと。

第 36 条（家族会員の指定の撤回等における本人会員の義）

1. 本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第 30 条（家族会員）第 2 項の承認を撤回しまたは家族会員が死亡したとき（以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。）には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードおよび子カードの磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードおよび子カードに記載および記録された情報（カード情報を含みます。）のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるものとします。
3. 家族会員が、家族カードに係るカード情報につき、第 47 条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）または第 48 条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行っている場合において、家族会員の指定の撤回等があったときには、本人会員は、ただちに登録された当該家族会員に係るカード情報をすべて削除するなど、以後登録されたカード情報の利用ができな

い状態を確保しなければならないものとします。

4. 家族会員の指定の撤回等があった場合であっても、本人会員が第1項から第3項までの規定に基づく義務の履行を完了するまでの間に当該家族会員に係る家族カード等が用いられたときには、本人会員は、これによるカード等利用代金等またはカード等利用代金等相当額の支払義務を負担するものとします。

第2編 カード等の利用等と支払

〈第1章 利用可能枠等〉

第37条（カード利用可能枠等の設定等）

1. 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
2. 当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。
3. 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額しまたは減額することができるとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
4. 前項第1文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
5. 第1項または第2項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
6. 本条、第40条において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。

第38条（カード利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービス

の利用は、行ってはならないものとします。

- (1) ショッピング利用代金
 - (2) キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス手数料
 - (3) 年会費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、ショッピング利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除きます。）
2. 前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。

第 39 条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高（ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
 - (1) 第 55 条（支払方式の種類と内容）第 4 号に定める分割払い
 - (2) 第 55 条第 5 号に定めるボーナス併用分割払い
 - (3) 第 55 条第 6 号に定めるリボルビング払い
2. 締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。

第 40 条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、会員（本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。）が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が 1 回払いではないものの未決済残高（ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
2. 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を

超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとしします。

3. 本条第1項に定める「対象カード等」とは、第37条（カード利用可能枠等の設定等）第6項に定める対象カード等をいいます。

第41条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定）

1. 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとしします。
2. 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとしします。
3. 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額（増減額）することができるものとしします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとしします。
4. 前項第1文の場合において、当行は、本人会員が第1項の利用可能枠の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとしします。
5. キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第42条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、キャッシングサービスの利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシングサービス利用可能枠を超えることとなるキャッシングサービスの利用を行ってはならないものとしします。
2. 本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用を行ってはならないものとしします。

〈第2章 ショッピング〉

第1節 ショッピングの利用

第 43 条（カード等の利用による立替払いの委託）

1. 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。
 - (1) 加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価
 - (2) 国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員
2. 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、第 1 項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が受領した時点とします。
3. 当行は、第 1 項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。
4. 第 1 項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または Visa と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
5. 本人会員は、当行に対し、第 1 項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図しもしくはこれに制限を加えることはできないものとします。

第 44 条（加盟店）

加盟店は、以下各号のものとします。

- (1) 当行または当行提携先加盟店
- (2) Visa 加盟店

第 45 条（ショッピングの利用方法）

1. 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用で

ある場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします
- (1) 非接触決済の方法による利用であること。
- (2) 第1号の場合を除き、当行所定の加盟店（加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場）におけるショッピングの利用であること。

第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）

1. 第45条の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。
2. 前項の方法でショッピングを利用する場合、加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によることを求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）

1. 第46条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
2. 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由によ会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。

第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）

第45条（ショッピングの利用方法）および第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）の規定にかかわらず、当行が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金

取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求した時点で、カード等を利用したものとみなします。

第 49 条（継続課金取引の終了等）

1. 会員が、第 48 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続きをとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続きを完了するまでは、第 48 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
2. 会員が、第 48 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続きをとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第 48 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

第 50 条（ショッピング利用時の本人確認等）

1. ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。
2. 当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告したまたは届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。
3. 第 1 項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。）または当該カード等の利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの
 - (2) 加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買受けることを前提とする商品の購入のためのもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
 - (4) 加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの
 - (5) 暗号資産の購入のためのもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの
 - (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの
 - (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの
 - (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの
 - (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの
2. ショッピングの利用が、前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります
3. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。
 - (1) 商品券その他の金券類の購入
 - (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入
 - (3) 前各号に掲げるもののほか当行または提携先が定め当行ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
4. 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。

第 52 条（会員の責によらないショッピングの利用の制限）

1. 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、ショッピングの利用ができません。
 - (1) システムメンテナンスのため必要がある場合
 - (2) 停電または通信障害が生じた場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
2. ショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には、当行はショッピングの利用を承認しないことがあります。

第 2 節 支払義務と支払方式

第 53 条（ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義）

1. 会員がショッピングを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。
2. 会員がショッピングのうち支払方式が 1 回払い、2 回払いまたはボーナス一括払い以外のものを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピング利用手数料を支払うものとします。

第 54 条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）

1. 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第 2 号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当行が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当行または提携先ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
 - (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額
 - (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額
2. 第 1 項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
3. 第 1 項第 2 号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額としま

す。

4. 第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
- (1) Visa から、専ら日本国外において、Visa を付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
- (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第55条（支払方式の種類と内容）

ショッピング利用代金の支払いは、以下のいずれかの方式によるものとします。

(1)	1 回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
(2)	ボーナス一括払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。 ①カード利用の日が12月16日から翌年6月15日までの場合、当該期間後最初に到来する8月の約定支払日 ②カード利用の日が7月16日から11月15日までの場合、当該期間後最初に到来する1月の約定支払日
(3)	2 回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
(4)	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。
(5)	ボーナス併用分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額（以下「ボーナス月加算額」といいます。）の合計額を控除した金額

		を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年1月および8月とします。
(6)	リボルビング払い	締切日におけるショッピングリボ残高を基礎として、あらかじめ定められた方法により算出される金額を支払う方式をいいます。

第 56 条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）

- 第 55 条第 4 号および第 5 号に定める支払回数は、3、5、6、10、12、15、18、20 または 24 回とします。
- 第 55 条第 5 号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。
 - ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね 50% 相当額であること。
 - ボーナス月加算額は、1 千円単位 で定められた額であること。
 - 各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第 57 条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方）

第 55 条第 6 号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表 1 の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

第 58 条（リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

- 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - 元利型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表 1 に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - 元金型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表 1 に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - 元利型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
 - 元金型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
 - ボーナス併用リボルビング払いに変更またはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。
- 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）

1. 本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース
元利型残高スライド方式 への変更	別表1の支払コース
元利型残高スライド方式 の支払コースの変更	
元金型残高スライド方式 への変更	
元金型残高スライド方式 の支払コースの変更	
元利型定額方式への変更	1 千円以上10万円以下で 1 千円単位の 金額ただし、変更時のショッピングリ ボ残高に照らし、ショッピング利用手 数料のみの支払となる変更はできませ ん。また、お持ちのカードおよび変更 を申し出る方法により、変更できる金 額の上限が異なる場合があります。
元利型定額方式の支払コ ースの変更	
元金型定額方式への変更	
元金型定額方式の支払コ ースの変更	

2. ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

- (1) ボーナス月
夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては 7 月または 8 月、冬期にあっては 12 月または 1 月のいずれか
- (2) ボーナス月加算額
1 万円以上 1 万円単位
3. ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて第 1 項を準用します。

第 60 条（支払方式の指定）

1. 会員は、ショッピング利用の時に、当行所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によ

りまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。

- (1) 第 55 条（支払方式の種類および内容）に定めるいずれかの支払方式の別
 - (2) 指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いである場合には支払回数
2. 日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合には 1 回払い以外の支払方式を指定することはできないものとします。
 3. 会員が、ショッピング利用時点において支払方式を指定しなかったときには、1 回払いを指定したものとみなします。

第 61 条（指定された支払方式の変更）

1. 第 60 条により指定された支払方式が、1 回払い（本条第 2 項または第 3 項の規定による場合を含みます。）またはボーナス一括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方式を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。
2. 前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。
3. 変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。
4. システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当行は第 1 項に定める申出の受付けを停止することができるものとします。
5. 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当行が別に定めるところによるものとします。

第 3 節 ショッピング利用手数料

第 62 条（手数料率）

1. ショッピング（ただし、支払方式が 1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払いの場合を除きます。）の利用により本人会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表 2 の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。
2. 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式および支払回数別にショッピング利用代金 100 円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第 63 条（手数料率の変更）

1. 第 125 条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第 62 条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
2. 前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方法を指定しまたは当該支払方法に変更したショッピングの利用に適用されます。
3. 前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方法がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残高には、ショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第 64 条（分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）

支払方法が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\bullet \text{ショッピング利用代金} \times 100 \text{ 円あたりの手数料額} \div 100$$

第 65 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）

1. リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に 1 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
$$\bullet \text{所定ショッピングリボ残高} \times \text{リボルビング払いのショッピング利用手数料率} \div 365$$
2. 前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額（100 円未満切り捨て）をいいます。
3. リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。（リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の

前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとし
ます。)

第 4 節 支払日と支払額等

第 66 条 (1 回払い)

会員が、ショッピングの支払方式として 1 回払いを指定した場合 (第 60 条第 2 項または第 3 項の規定による場合を含みます。) には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第 67 条 (ボーナス一括払い)

会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いボーナス一括払いを指定した場合には、本人会員は、第 55 条第 2 号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第 68 条 (2 回払い)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従い 2 回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。
2. 前項の計算により 1 円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2 回目の支払額につき当該端数を切り捨てるものとします。

第 69 条 (分割払い)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従い分割払いを指定しまたは第 61 条の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第 60 条第 1 項または第 61 条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。
 - 当該ショッピング利用代金全額 ÷ 指定された支払回数 + 当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額 ÷ 指定された支払回数
2. 前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に 1 円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨て

て各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

- 当該ショッピング利用代金全額 + これに対するショッピング利用手数料総額 - 端数切捨後の各回の支払額 × 支払回数

第 70 条（ボーナス併用分割払い）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第 60 条第 1 項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。
 - (1) 当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額
 - $(\text{当該ショッピング利用代金全額} - \text{ボーナス月加算額} \times \text{ボーナス月の回数}) \div \text{指定された支払回数} + \text{当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額} \div \text{指定された支払回数}$
 - (2) 当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
2. 前項第 1 号の計算により、各回の支払額に 1 円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
 - 当該ショッピング利用代金全額 + これに対するショッピング利用手数料総額 - (端数切捨後の各回の支払額 × 支払回数 + ボーナス月加算額 × ボーナス月の回数)

第 71 条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第 61 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第 57 条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）または第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 1 項の規定に従い別表 1 の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第 76 条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとし

ます。

第 72 条（リボルビング払い（元金型残高スライド方式）の支払）

会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第 61 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 1 項の規定に従い別表 1 の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第 73 条（リボルビング払い（元利型定額方式）の支払額）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第 61 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 1 項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第 76 条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第 74 条（リボルビング払い（元金型定額方式）の支払額）

会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第 61 条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 1 項の規定に基づき定まる支払金額に、第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第 75 条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第 60 条第 1 項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第 61 条の規定に従いそ

の支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第 59 条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第 2 項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。

2. 前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第 71 条から第 74 条までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第 59 条第 3 項により準用される第 59 条第 1 項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第 71 条から第 74 条までの規定により定まる金額とします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、第 76 条で定まるショッピング利用手数料の額が第 1 項により決定される平月またはボーナス月に支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第 76 条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）

第 71 条から第 75 条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の 2 か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第 65 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第 77 条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）

第 71 条から第 75 条までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第 76 条に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第 71 条から第 75 条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第 71 条から第 75 条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第 76 条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第 78 条（キャッシングリボ事前登録サービス）

1. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算

定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

2. 前項の申入を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第5節 ショッピングに関する雑則

第79条（加盟店との紛議）

会員がショッピングを利用した場合において、当該ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第80条（支払停止の抗弁）

1. 会員が利用したショッピングの支払方式が1回払い以外のものである場合であって、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、本人会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。
2. 本人会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときには、その旨を当行に申し出るものとします。この場合、本人会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当行に提出するよう努めるものとします。
3. 本人会員が第1項に定めるところにより支払を停止する場合であって、当行が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
4. 割賦販売法上、第1項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。
 - (1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。
 - (2) 引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。
 - (3) 売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。

5. 割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、第1項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第30条の4第1項（同法第30条の5第1項により準用される場合を含みます。）の規定は、一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。
- (1) 1回払いを除くショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が4万円に満たない場合
 - (2) 支払方式がリボルビング払いであるショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が3万8千円に満たない場合
 - (3) 加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
 - (4) 加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）
 - (5) ショッピングの利用が日本国外で行われた場合
 - (6) 不動産の販売に係る契約につき行われたショッピングの利用である場合

〈第3章 キャッシングサービスおよびカードローン〉

第1節 キャッシングサービス・カードローンの利用

第81条（金銭消費貸借契約の成更）

- 1. 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。
- 2. 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）

- 1. 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。
- (1) 当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機（以下「ATM等」といいます。）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従いATM等进行操作する方法

- (2) 当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法
2. 当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前項第1号にあってはATM等を操作した会員に現金を交付する方法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。

第83条（当行所定のATM等）

当行所定のATM等は、当行または当行が提携する金融機関その他事業者が設置したもののほか、Visaが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したものとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にあるATM等は含まれないものとします。

第84条（ATM利用手数料）

1. 日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1万円以上とし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。
2. 日本国外でキャッシングサービスを利用する場合における交付資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。

第85条（キャッシングサービス1回払いの返済額）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。
 - (1) 事業のために行うもの
 - (2) キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの
2. キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第86条（キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合）

1. キャッシングサービスおよびカードローンは、第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）第1項第1号の方法による場合には、当行またはATM等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第2号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することが

できるものとします。

2. 当行または ATM 等を設置した事業者において システムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。
3. 日本国外におけるキャッシングサービスは、利用しようとする場所における法令または利用しようとする ATM 等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。
4. キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第 2 節 元利金支払義務および返済方式

第 87 条（元利金支払義務）

会員がキャッシングサービスを利用しまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。

第 88 条（日本国外でのキャッシングサービスの利用）

1. 会員が、日本国外でキャッシングサービスを利用したときには、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した額を融資金として、本規約の各条項を適用します。
2. 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第 54 条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）第 2 項を準用します。ただし、所定の手数料は加算されません。

第 89 条（キャッシングサービスの返済方式）

キャッシングサービスの返済方式は、1 回払いとします。

第 90 条（カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法）

1. カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に第 97 条（カードローンの利息計算方法）に従い計算される利息を加算して支払うものとします。
2. カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。

第 91 条（カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更）

1. 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1) 毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。
 - (2) 毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額返済に変更すること。
 - (3) ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
 - (4) ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済に変更すること。
2. 返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後のものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。

第 92 条（返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項）

1. 第 91 条第 1 項第 1 号または第 3 号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、1 千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。
2. カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。
 - (1) ボーナス月
夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては 7 月または 8 月、冬期にあつては 12 月または 1 月のいずれか
 - (2) ボーナス月加算額
1 千円以上 1 千円単位

第 93 条（キャッシングサービスからカードローンへの変更）

1. 会員が、キャッシングサービスを利用した場合（日本国外での利用は除きます。）、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の

信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。

- 第 1 項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第 1 項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。

第 3 節 手数料または利息および費用

第 94 条 (利率)

- キャッシングサービス手数料の利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

(1)	一般会員	年 14.5%
(2)	ゴールド会員	年 11.5%

- カードローンの利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

(1)	一般会員	年 14.5%
(2)	ゴールド会員	年 11.5%

第 95 条 (利率の変更)

- 第 125 条 (本規約等の変更) の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第 94 条に定める利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第 96 条 (キャッシングサービス手数料の計算方法)

- キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。
- 前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。
 - キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日翌日から返済すべき日までの日数÷ 365

第 97 条 (カードローンの利息計算方法)

- カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。
- 前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの

期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

●所定カードローン残高×利率÷365

3. 前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を遅滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとし、

第98条（ATM利用手数料）

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、別表3に定めるATM利用手数料を負担するものとします。

第4節 返済日と返済額等

第99条（キャッシングサービスの返済額）

会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を支払うものとします。

第100条（毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

1. 本人会員が、カードローンを利用したまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額に所定利息を加算して支払うものとします。
- (1) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額（以下本条および第101条において「カードローン返済元金」といいます。）以上である場合には、カードローン返済元金
- (2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高
2. 前項の「所定利息」とは、約定支払日の2か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第97条の規定に従い定まる利息をいいます。

第101条（ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

本人会員が、カードローンを利用したまたは第 93 条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払うものとします。

- (1) 平月には、第 100 条の規定により算定された金額
- (2) ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
- (3) 第 1 号または第 2 号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高に第 100 条第 2 項に定める所定利息を加算した金額

第 102 条（カードローンの臨時加算返済）

1. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1 千円単位で増額することができるものとします。
2. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限ります。
3. 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第 106 条または第 107 条に従い WEB 明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。

第 103 条（ATM 利用手数料の支払）

本人会員は、会員が、ATM 利用手数料が発生することとなる ATM 等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該 ATM 利用手数料を支払うものとします。

〈第 4 章 支払〉

第 1 節 締切日および約定支払日

第 104 条（締切日および約定支払日）

1. 締切日は毎月 15 日とし、約定支払日は毎月 10 日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、10 日が当行休業日である場合には、当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第 105 条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）

1. 事務処理の都合により、締切日が利用日以降到来する直近の 15 日より後の月の 15 日となる場合があります。
2. 前項の場合、第 66 条（1 回払い）の約定支払日または第 68 条（2 回払い）から第 70 条（ボーナス併用分割払い）までに定める第 1 回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の 10 日とします。
3. 第 1 項の場合、第 67 条（ボーナス一括払い）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。
4. 第 1 項の場合、第 65 条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第 2 項および第 3 項に定める締切日は、第 1 項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
5. 第 1 項の場合、第 99 条（キャッシングサービスの返済額）および第 103 条（ATM 利用手数料の支払）の約定支払日は、第 1 項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の 10 日とします。
6. 第 104 条第 2 項の規定は、第 2 項および前項の場合に準用します。

第 2 節 約定支払日における支払

第 106 条（ご利用明細の提供等）

1. 当行は、WEB 明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB 明細により、第 2 編第 2 章第 4 節（支払日と支払額等）および同編第 3 章第 4 節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他直近の約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第 107 条に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものとします。
2. 前項の WEB 明細は、概ね約定支払日の前月 25 日までに WEB サービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。
3. 第 1 項の WEB 明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当行が別に定めるところによるものとします。
4. 当行は、本人会員に対して WEB 明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。
5. 当行が WEB 明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当行に対してその旨を申し出るものとします。

第 107 条（ご利用明細書の発行と発行手数料）

1. 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB 明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
(1)	第28条に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

2. 本人会員は、当行が、前項第1号または第2号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りではありません。
3. 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用代金明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。
4. 第106条第5項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。

第108条（口座振替による支払）

1. 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。
2. 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。本人会員が支払口座を変更しようとする場合にも同様とします。
3. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行に

開設された預金口座であって本人会員名義であるもの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。

第 109 条（再振替）

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合、当行は、約定支払日後においても約定支払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。

第 110 条（口座振替によらない支払）

- 第 109 条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。
 - 本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当行が口座振替を停止したとき。
 - 前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。
- 前項第 1 号の場合には、当行が別途指定する預金口座への振込の方法により支払うものとします。
- 第 1 項第 2 号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。

第 2 節 履行期に遅れた支払

第 111 条（遅延損害金）

- 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞した、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷ 365
(2)	ショッピング利用代金	2 回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷ 365

(3)	ショッピング利用代金	1 回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年 14.40%÷ 365
(4)	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		支払を遅滞した融資金×年 14.40%÷ 365
(5)	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、第 4 号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年 14.40%÷ 365

2. 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	金銭債務の支払方式の別
(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷ 365
(2)	ショッピング利用代金	2 回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷ 365
(3)	ショッピング利用代金	1 回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年 14.40%÷ 365
(4)	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		期限の利益を喪失した融資金×年 14.40%÷ 365
(5)	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、		期限の利益を喪失した金額×年 14.40%÷ 365

第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、第 4 号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。) であって当行が別に定めるもの		
---	--	--

3. 第 1 項および第 2 項に定める「所定遅延損害金率」とは、最初に遅滞した時点における法定利率（％）× 365 ÷ 366（小数点 3 位以下切捨て）を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとし
ます。

第 4 節 約定支払日前の支払

第 112 条（約定支払日前の弁済およびその手続）

- 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替による方法とします。
- 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および預金口座を通知します。
- 本人会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当行が通知したところに従い、当行が通知した預金口座に通知した弁済日に入金となるよう振込手続をとるものとします。

第 113 条（約定支払日前の弁済ができる範囲）

- 第 112 条第 2 項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする 1 個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担	ショッピングリボ残高および

	する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	リボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で1円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額
(4)	カードローン利用に基づき負担する金銭債務	カードローン融資金残高およびカードローンに係る利息の合計額の範囲で1円以上の任意の額

2. 前項第1号および第2号に定めるショッピング利用手数料、同項第3号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第4号に定めるカードローンの利息は、それぞれ、第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものとします。
3. 第1項第1号のショッピング利用手数料であって第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78分法またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとします。
4. 第1項第2号に定めるショッピング利用手数料は第65条の規定を、第1項第3号に定めるキャッシングサービス手数料は第96条の規定を、第1項第4号に定めるカードローンの利息は第97条の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第114条（第112条によらずになされた支払）

1. 本人会員が、第112条第1項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第3項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
 - (1) 当行所定の日において、本人会員が当行に対し、本人会員と当行との契約（本契約以外の契約も含みます。）に基づき金銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務への弁済がなされたものとみなして取り扱うこと。
 - (2) 前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。
2. 前項に規定する場合、本人会員の支払日から前項第1号の当行所定日までまたは前項第2号の返金日までの間、当行は支払われた金銭につき、利息を付さないものとします。
3. 本人会員は、第1項第2号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第 115 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）

- 1. 第 112 条から第 114 条までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内の ATM を利用して、当行において売上処理が完了しているショッピングリボ残高またはカードローン融資金残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。
- 2. 前項の場合、弁済できる金額は、1 千円以上 1 千円単位（ただし、利用する ATM によっては、1 万円以上 1 万円単位）に限られるものとします。
- 3. 第 1 項の ATM の利用は、当行または ATM 設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当行または ATM 設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATM を利用した弁済はできないことがあります。

第 5 節 支払等に関する雑則

第 116 条（返金等の処理用）

第 115 条の規定は、ショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当行に対して支払がなされ（ただし、第 112 条または第 115 条に定めるところにより約定支払日前の弁済がなされた場合を除きます。）、当行が本人会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に準用します。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

第 117 条（期限の利益の喪失）

- 1. 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(1)	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ①当該ショッピングの支払方式が 1 回払いであるもの ②当該ショッピングの支払方式が 1 回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金	

	であるものまたは第 43 条第 1 項第 2 号に該当するもの ③当該ショッピングの支払方式が 1 回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④上記①から③までのいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役務提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役務提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務のうち、(1) の左欄①から④までに係る債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、割賦販売法の定めにより書面または電磁的記録による催告が必要なものを除きます。）
(2)	キャッシングサービスまたはカードローンの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	
(3)	ショッピングの利用による債務（ただし、(1) ①から④までのいずれかに該当するものを除きます。）につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が割賦販売法に定めるところに従い支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務
(4)	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ①自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ②上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に関しないものを除きます。）の申立てがあったこと。	(ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務

	④その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ①会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ②会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。

2. 以下の各号のいずれかに該当したときには、本人会員は、当行の請求により、前項第3号、第4号ならびに第5号のア、イ、ウおよびエの債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

- (1) 本人会員の入会申込時の申告または第23条に基づく届出の内容が虚偽であったとき。
- (2) 以下のいずれかの事由が生じたことその他の本人会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足りる理由があるとき。
 - ①本人会員が第三者に対して負担している債務につき当行または保証会社が保証している場合において、当行または保証会社が債権者から保証債務の履行を請求されたこと。
 - ②本人会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止されたこと。
 - ③本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。）の履行を怠ったこと。
- (3) 前項第5号または第1号に掲げる場合を除き、会員が本契約に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第118条（充当）

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する

金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第 114 条第 1 項第 1 号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、本人会員が当行にして負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第 112 条または第 115 条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第 30 条の 5 第 1 項により同法第 30 条の 4 の規定が準用される場合にあっては、同法第 30 条の 5 第 1 項に従い充当されたものとみなすものとします。

第 119 条（支払等に要する費用等の負担）

1. 本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。
2. 本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。
3. 第 1 項および第 2 項までの規定は、各項に定められた費用が利息制限法に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。

第 120 条（当行からの相殺）

1. 本人会員がショッピング、キャッシングサービス並びにならびにカードローンの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いのショッピング利用手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金、カードローン利用代金融資金、キャッシングサービス手数料、カードローンの利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかににかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

第 121 条（相殺における充当の指定）

1. 当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところに

より当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。

2. 本人会員の当行に対する債務のうち1 つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
3. 前項によって、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第 3 編 退会、会員資格の取消その他の条項

第 122 条（反社会的勢力等の排除）

1. 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第 30 条（家族会員）第 1 項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体
 - (3) 総会屋等または社会運動標ぼうゴロ
 - (4) 特殊知能暴力集団等
 - (5) 前各号に準ずる者
 - (6) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者
 - (7) 前号に掲げる場合を除きテロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）
 - (8) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第 1 号から第 5 号までに掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）、第 6 号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者
 - (9) 暴力団員等、第 6 号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
2. 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第 30 条（家族会員）第 1 項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことおよび家族会員に

これを遵守させることを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 123 条（会員区分の変更等）

1. 本人会員が当行所定の手続により当行に対して申し込み、当行が承認した場合、会員区分を変更することができます。
 2. 会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらためて家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。
- (1) 年会費
 - (2) 第 2 編第 1 章に定める利用可能枠等
 - (3) ショッピング利用手数料率
 - (4) キャッシングサービス手数料の利率
 - (5) カードローンの利率

第 124 条（会員区分の変更の場合における処理）

前条第 1 項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の会員区分に応じて新たなカードを貸与します。第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）の規定は、この場合に準用します。

第 125 条（本規約等の変更）

1. 当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。
- (1) 社会情勢または経済状況の変動
 - (2) 法令、自主規制機関の規則または Visa のルールの変更
 - (3) 当行の業務またはシステムの変更
2. 前項の規定にかかわらず、当行は、第 9 条第 3 項に定めるカード再発行手数料、第 22 条に定める年会費、第 99 条に定める ATM 利用手数料、第 107 条第 2 項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法

その他の本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第126条(退会)

1. 本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。
2. 本人会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了するものとします。
3. 本人会員に家族会員がある場合であって、本人会員が当行に対して第1項の通知をなしたときまたは本人会員が死亡したときには、当然に当該家族会員もその会員資格を喪失するものとします。

第127条(会員資格の取消)

1. 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 第117条(期限の利益の喪失)第1項第1号から第3号までに掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。
 - (2) 第117条第1項第3号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。
 - (3) 第117条第1項第4号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
 - (4) 第13条(カード等の管理)第1項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第2項第1号に違反してカードを処分し、同条第3項に違反してカードの占有を移転し、同条第4項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第5項に違反したこと。
 - (5) 第13条第1項第1文後段または同条第4項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)
 - (6) 第14条(暗証番号の管理)第1項かっこ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)
 - (7) 第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。
 - (8) 第20条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)第2項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないとき

を除きます。))。

- (9) 本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第 23 条（届出事
項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）に定める届出
事項につき、故意に著しく事実を反する申告または届出をした
こと。
- (10) 第 25 条（年収および職業等の申告）の規定に基づき申告すべき
事項につき、故意に著しく事実を反する申告をし、または同条
第 3 項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造も
しくは変造した書面を提出したこと。
- (11) 第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位
の保有等に係る届出等）第 3 項に違反して同項の届出をせずま
たは虚偽の届出をしたこと。
- (12) 第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 1 項または第 2 項に
違反したこと。
- (13) 第 51 条（ショッピング利用に係る禁止行為等）第 1 項各号のい
ずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。
- (14) 第 51 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、付帯サービスの
利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、
当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれ
に応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多
数回反復して行われたこと。
- (15) 第 85 条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る
禁止行為）第 1 項各号のいずれかに該当するキャッシングサー
ビスまたはカードローンの利用を行ったこと。
- (16) 第 122 条（反社会的勢力等の排除）第 1 項の表明が事実を反し
または同項もしくは同条第 2 項の確約に違反したこと。
- (17) 第 122 条第 1 項の表明もしくは同項もしくは同条第 2 項の確約
を拒みもしくは撤回しまたはこれらを行っていない旨を主張す
ること。
- (18) 第 31 条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第 2 項の義務
に違反し、家族会員が、第 4 号から第 8 号までもしくは第 13 号
から第 15 号までのいずれかに該当しまたは第 27 条第 2 項に違
反したこと。
- (19) 前各号に掲げる場合のほか、本規約（本規約に付随しまたは関
連する特約を含みます。以下本条および第 126 条において同じ。）
に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。
- (20) 第 9 号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または
職業もしくは勤務先が不明となったこと。
- (21) 当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、
当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行
が当該契約を解除したこと。
- (22) 当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基
づく債務につき、当行または保証会社が本人会員から委託を受

けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。

(23) 前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。

2. 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 第120条第1項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。

(2) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当行等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。

(3) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害したこと。

(4) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私生活の平穩を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。

① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。

② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。

③ 当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。

④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。

⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。

(5) 第2号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。

(6) 当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。

(7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組

みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。

3. 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 第1項第7号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項もしくは第3項の義務に違反したこと。
 - (2) 第1項第9号および第20号の場合を除き、第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第1項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。
 - (3) 第1項第10号の場合を除き、第25条（年収および職業等の申告）の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。
 - (4) 第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第1項の義務に違反しまたは同条第4項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。
 - (5) 第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第3項に基づく当行の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。
 - (6) 第61条（指定された支払方式等の変更）第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
 - (7) 第108条（口座振替による支払）第2項に定める義務に違反したこと。
 - (8) 第1項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと（ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。）。

第128条（カード等の利用の停止）

1. 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第1号から第11号まで、第15号または第16号の事由にあっては当該事由が解消されるまでの間、第12号にあっては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第13号にあっては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 本人会員が当行に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。

- (2) 本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。
 - (3) 会員が第 15 条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 2 項または第 3 項の義務の履行を怠ったとき。
 - (4) 本人会員が第 26 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 1 項の義務の履行を怠ったとき。
 - (5) 本人会員が第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 1 項に違反した疑いがあるとき。
 - (6) 会員が第 27 条第 2 項に違反した疑いがありまたは同条第 3 項に違反したとき。
 - (7) 本人会員が第 31 条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第 2 項第 1 文の義務に違反した疑いがあるとき。
 - (8) 第 122 条（反社会的勢力等の排除）第 1 項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第 1 項もしくは第 2 項の確約に反した疑いがあるとき。
 - (9) 会員が第 127 条第 1 項第 4 号から第 8 号まで、同項第 13 号、同項第 15 号または同条第 2 項第 6 号もしくは同項第 7 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (10) 本人会員が、第 127 条第 1 項第 9 号から第 11 号までまたは同項第 19 号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (11) 第 1 号、第 3 号、第 4 号または第 6 号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。
 - (12) 第 122 条第 2 項第 2 号、同項第 3 号または同項第 5 号に定める言動がなされた疑いがあるとき。
 - (13) 第 122 条第 2 項第 4 号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。
 - (14) 付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。
 - (15) 会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが生じたとき。
 - (16) 会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を利用することが困難となったおそれがあるとき。
2. 当行は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続が完了するまで、カード等の利用を停止することができるものとします。

第 129 条（本契約の解約）

当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に

対応するため、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合

- (2) 当行が第三者（Visa および一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合
- (3) 本人会員およびその家族会員全員が、長期間、貸与されたカードのショッピングおよびキャッシングサービスを利用しないなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第 130 条（更新カード不発行等と本契約の終了）

- 1. カードの有効期限が満了しつつ、当行が第 8 条（更新カードの発行）に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
- 2. 当行が第 7 条（カードの貸与）、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

第 131 条（本契約終了の効果）

- 1. 第 126 条（退会）、第 127 条（会員資格の取消）、第 129 条（本契約の解約）または第 130 条（更新カード不発行等と本契約の終了）の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。
- 2. 前項に規定する場合、当行は、当行自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
- 3. 前項の規定にかかわらず第 1 項に規定する場合には、当行は、カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものとします。この場合、本人会員は、本人会員およびその家族会員に貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 4. 第 1 項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相

当する額を支払うものとしします。第 49 条（継続課金取引の終了等）第 2 項、第 16 条（カードの利用と本人会員の責任）、第 18 条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定により支払義務を負う場合にも同様としします。

5. 第 126 条、第 127 条、第 129 条または第 130 条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとしします。この場合、当該各号の規定につき第 123 条第 1 項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとしします。
 - (1) 第 48 条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行った場合には、第 49 条（継続課金取引の終了等）第 2 項
 - (2) 第 2 項または第 3 項の義務が履行されるまでの間は、第 13 条（カード等の管理）から第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの各規定
 - (3) 本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第 115 条（ATM を利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第 2 編第 4 章（支払）の規定
 - (4) 前項または第 1 号もしくは第 2 号の規定により負担する金銭債務がある場合には、第 111 条（遅延損害金）、第 118 条（充当）および第 119 条（支払等に要する費用等の負担）
 - (5) 家族会員がある場合には、第 31 条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

第 132 条（外国為替および外国貿易に関する法令等の適用）

1. 日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当行が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。
2. 会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで必要となる当行の指示に従うものとしします。

第 133 条（準拠法）

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに関する契約および特約その他本契約に関連または付随する契約は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとしします。

第 134 条（合意管轄）

会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

別紙 1 定義集

(1)	会員	本人会員または家族会員をいいます。
(2)	家族会員	第30条第 1 項に従い本人会員が指定し、同条第 2 項に従い当行が当該指定を承認した者をいいます。
(3)	家族カード	家族会員が利用するものとして貸与されたカードをいいます。
(4)	家族カード等	家族会員が利用するものとして貸与されたカードまたはそのカード情報をいいます。
(5)	カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ①ショッピング ②ショッピングおよびキャッシングサービス ③ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン
(6)	カード会員契約	カード発行事業者と個人（との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ①カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ②貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③貸与されたカード等の利用 ④カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤上記①から④までに関連する事項

(7)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ①会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ②上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(8)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。
(9)	カード等利用代金等	ショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(10)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等（カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。）を他人が用いてショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。
(11)	カードローン融資金残高	融資金のうち、ある時点におけるカードローンに係るものの未決済金額の合計額をいいます。
(12)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、ショッピングを利用して立替払いを委託する場合の、立替払いを受けることができる者として当行が指定した者をいいます。
(13)	加盟店契約	以下のいずれかの者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。 ①当行 ②当行から当行のために加盟店契約の締結を許諾された事業者 ③国際ブランド会社から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者
(14)	基本サービス	第5条第1項から第3項までに定めるサービスをいいます。

(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ①商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ②継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。
(16)	子カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載または記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ①当行が会員に対して当該有体物を交付すると同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ②当該有体物が、①のカード等によりこれに係る本人会員に対して付与された利用可能枠の範囲でショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。
(17)	国際ブランド	国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。
(18)	国際ブランド会社	MastercardもしくはVisaのいずれかまたはその全部もしくは一部を総称していいます。
(19)	支払口座	当行に開設された預金口座であって本人会員が支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提出その他の口座振替のためにあらかじめ必要となる手続が完了したものをいいます。

(20)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ①ショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ②キャッシングサービスの約定支払日の判定 ③カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定
(21)	ショッピング	第43条第1項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当行に委託し、当行が本人会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(22)	ショッピング利用代金	ショッピングを利用することにより、当行に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(23)	ショッピングリボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。
(24)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(25)	入会	本人会員が、当行との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(26)	入会等	以下を総称していいます。 ① 入会 ② 本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、当行がこれを認めること。
(27)	付帯サービス	当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローン以外のサービスをいいます。
(28)	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ①ショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ②ショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いである場合 ③カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合

(29)	本契約	当行と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち本規約を契約内容とするカード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。
(30)	本人会員	当行との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
(31)	融資金	キャッシングサービスまたはカードローンの利用により貸付けを受けた元金をいいます。
(32)	ICカード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。
(33)	Mastercard	Mastercard Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.を含みます。
(34)	Mastercard加盟店	加盟店のうち、Mastercardと提携する者との間で、Mastercardブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(35)	Mastercardブランド	国際ブランドのうちMastercardに係るものをいいます。
(36)	Visa	Visa Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含みます。
(37)	Visa加盟店	加盟店のうち、Visaと提携する者との間で、Visaブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(38)	Visaブランド	国際ブランドのうちVisaに係るものをいいます。
(39)	WEBサービス	インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当行が当行所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされるWEBサイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
(40)	WEB明細	WEBサービス内のサービスのうち、本人会員に対して、ショッピングおよびキャッシングサービスの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

別表 1（第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係）
残高スライド方式の支払コース*

ショッピング リボ残高** 支払 コース	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ 加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ 加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

**締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

別表 2（第62条関係）
ショッピング利用手数料の手数料率表
（一般会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10	12
手数料率(実質年率)(%)	0		11.75	13.00	13.25	11.75	14.00
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの の分割払手数料の額(円)	0		1.95	3.25	3.90	6.50	7.08

支払回数（回）	15		18	20	24	ボーナス 一括払い	リボルビ ング払い
支払期間（ヵ月）	15		18	20	24	1～6	*
手数料率(実質年率)(%)	14.25					0	15.00
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの の分割払手数料の額(円)	9.75		11.70	13.0	15.60	0	

（ゴールド会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10	12
手数料率(実質年率)(%)	0		9.25	10.25	10.50	11.00	11.00
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの の分割払手数料の額(円)	0		1.53	2.55	3.06	5.10	6.12

支払回数（回）	15		18	20	24	ボーナス 一括払い	リボルビ ング払い
支払期間（ヵ月）	15		18	20	24	1～6	*
手数料率(実質年率)(%)	11.25					0	12.00
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの の分割払手数料の額(円)	7.65		9.18	10.20	12.24	0	

* リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。

別表 3（第98条関係）

ATM利用手数料

融資金の額	ATM利用手数料の額（消費税込）
1万円以下	0円
1万円超	0円

〈割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面〉

第 1 1 回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1. 支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第 55 条、第 56 条、第 62 条、第 67 条から第 70 条までおよび別表 2】

一般カード

支払回数（回）	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10	12
手数料率(実質年率)(%)	0	11.75	13.00	13.25	14.00	14.00
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの 分割払手数料の額(円)	0	1.95	3.25	3.90	6.50	7.80

支払回数（回）	15	18	20	24	ボーナス 一括払い
支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	1～6
手数料率(実質年率)(%)	14.25				0
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの 分割払手数料の額(円)	9.75	11.70	13.00	15.60	0

ゴールドカード

支払回数（回）	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10	12
手数料率(実質年率)(%)	0	9.25	10.25	10.50	11.00	11.00
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの 分割払手数料の額(円)	0	1.53	2.55	3.06	5.10	6.12

支払回数（回）	15	18	20	24	ボーナス 一括払い
支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	1～6
手数料率(実質年率)(%)	11.25				0
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの 分割払手数料の額(円)	7.65	9.18	10.20	12.24	0

- ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2. 支払総額の具体的算定例【会員規約第 62 条、第 64 条、第 69 条、別表 2】

現金価格 10 万円を一般カードで 10 回払いのご利用をいただいた場合

- (1) 分割払手数料 $100,000 \text{ 円} \times (6.50 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 6,500 \text{ 円}$
- (2) 支払総額 $100,000 \text{ 円} + 6,500 \text{ 円} = 106,500 \text{ 円}$
- (3) 分割支払金 $100,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} + 6,500 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,650 \text{ 円}$

第 2 リボルビング払いに関する事項

1. 弁済の時期【会員規約第 104 条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月 15 日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月 10 日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2. 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

(1) リボルビング払い（元利型残高スライド方式）【会員規約第 71 条、第 76 条、第 77 条、別表 1】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。
- b. a の金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c. 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(2) リボルビング払い（元金型残高スライド方式）【会員規約第 72 条、第 76 条、第 77 条、別表 1】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金

額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

- b. 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピング リボ残高**	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
支払 コース							
一般コース	5 千円	1 万円	1万5千円	2 万円	2万5千円	3 万円	5 千円ずつ 加算
5 千円コース	5 千円	1 万円	1万5千円	2 万円	2万5千円	3 万円	1万円ずつ 加算
1 万円コース	1 万円	2 万円	3 万円	4 万円	5 万円	6 万円	
2 万円コース	2 万円		3 万円	4 万円	5 万円	6 万円	
3 万円コース	3 万円			4 万円	5 万円	6 万円	
4 万円コース	4 万円				5 万円	6 万円	
5 万円コース	5 万円					6 万円	

* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

** 締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

(3) リボルビング払い（元利型定額方式）【会員規約第 59 条、第 73 条、第 76 条、第 77 条】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1 千円以上 10 万円以下の範囲であらかじめ 1 千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。
- b a の金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとし

ます。

- c. 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(4) リボルビング払い（元金型定額方式）【会員規約第 59 条、第 74 条、第 76 条、第 77 条】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1 千円以上 10 万円以下の範囲であらかじめ 1 千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。
- b. 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

(5) 特約元利型定額方式【「楽 Pay」特約第 11 条】

- a. 楽 Pay 登録期間中は、本人会員が 3 千円以上 10 万円以下の範囲で 5 千円単位（3 千円以上 1 万円以下の範囲にあっては 1 千円単位）であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。当該金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- b. 上記 a にかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- c. 楽 Pay 登録期間とは、楽 Pay 登録がされた時点から楽 Pay 登

録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリボ残高とは、楽 Pay 登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と 3 (2 b) に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます (以下同じ。)

(6) 特約元金型定額方式【「楽 Pay」特約第 12 条】

- a. 楽 Pay 登録期間中は、本人会員が 3 千円以上 10 万円以下の範囲で 5 千円単位 (3 千円以上 1 万円以下の範囲にあつては 1 千円単位) であらかじめ指定した金額に、下記 3 「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 b) ショッピング利用手数料の計算方法 (楽 Pay 登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であつて、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。
- b. 上記 a にかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記 3 「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 b) ショッピング利用手数料の計算方法 (楽 Pay 登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であつて、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

(7) ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い【会員規約第 75 条、第 76 条、「楽 Pay」特約第 13 条】

- a. ボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。
- b. 上記 a にかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記 a により定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。
- c. ボーナス月加算額は、1 万円以上 1 万円単位で本人会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期 (7 月または 8 月) および冬期 (12 月または 1 月) のそれぞれにつき、本人会員が指定した月とします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第 62 条、別表 2】

一般カード：年 15.00% (実質年率)

ゴールドカード：年 12.00% (実質年率)

(2a) ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第 65 条】

- a. 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、

当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1 円未満の端数切捨て）とします。

● 所定ショッピングリボ残高（100 円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率 ÷ 365

- b. 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます（以下同じ）。
- c. カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）【「楽 Pay」特約第 10 条、第 14 条】

- a. 楽 Pay 登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1 円未満の端数切捨て）とします。

● 所定本サービス利用代金等残高（100 円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率 ÷ 365

- b. 上記 a にかかわらず、本人会員が、楽 Pay サービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1 円未満の端数切捨て）によるものとします。ただし、以下の計算式中の（楽 Pay サービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高 + 所定本サービス利用代金等残高）に 100 円未満の額がある場合には当該 100 円未満の額は切り捨てるものとします。

●（楽 Pay サービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高 + 所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率 ÷ 365

- c. 上記楽 Pay サービス期間とは、楽 Pay 登録の翌日から楽 Pay 登録が解除される日までをいいます。所定本サービス利用代金等残高とは、楽 Pay サービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が 1 回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当社所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。
- d. 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第 76 条、「楽 Pay」特別規約第 14 条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記（2a）または（2b）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

(1) 元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに一般カードで合計11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,624	1,376	96,376
3	7/15	96,376	8/10	5,000	3,777	1,223	92,599
4	8/15	92,599	9/10	5,000	3,783	1,217	88,816

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (5月16日～6月9日)}$
 $+ 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)}$
 $= 1,376 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月16日～7月9日)}$
 $+ 96,300 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月10日～7月15日)}$
 $= 1,223 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$96,300 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月16日～8月9日)}$
 $+ 92,500 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月10日～8月15日)}$
 $= 1,217 \text{ 円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$

** 付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

(2) 元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,376	5,000	1,376	95,000
3	7/15	95,000	8/10	6,220	5,000	1,220	90,000
4	8/15	90,000	9/10	5,197	5,000	1,197	85,000

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 25 日（5 月 16 日～ 6 月 9 日）
 + 100,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日（6 月 10 日～ 6 月 15 日）
 = 1,376 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 24 日（6 月 16 日～ 7 月 9 日）
 + 95,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日（7 月 10 日～ 7 月 15 日）
 = 1,220 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

95,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 25 日（7 月 16 日～ 8 月 9 日） +
 90,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日（8 月 10 日～ 8 月 15 日） =
 1,197 円（1 円未満端数切捨て）

(3) 元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,624	1,376	91,376
3	7/15	91,376	8/10	10,000	8,789	1,211	82,587
4	8/15	82,587	9/10	10,000	8,859	1,141	73,728

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日 (5 月 16 日} \sim \text{6 月 9 日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (6 月 10 日} \sim \text{6 月 15 日)}$
 $= 1,376 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日 (6 月 16 日} \sim \text{7 月 9 日)} + 91,300 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (7 月 10 日} \sim \text{7 月 15 日)}$
 $= 1,211 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

9 月 10 日支払分

$91,300 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日 (7 月 16 日} \sim \text{8 月 9 日)} + 82,500 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (8 月 10 日} \sim \text{8 月 15 日)}$
 $= 1,141 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

** 付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,376	10,000	1,376	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,208	10,000	1,208	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,121	10,000	1,121	70,000

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日 (5 月 16 日} \sim \text{6 月 9 日)} + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (6 月 10 日} \sim \text{6 月 15 日)}$
 $= 1,376 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日 (6 月 16 日} \sim \text{7 月 9 日)}$

+ 90,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日 (7 月 10 日 ~ 7 月 15 日)
= 1,208 円 (1 円未満端数切捨て)

9 月 10 日支払分

90,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 25 日 (7 月 16 日 ~ 8 月 9 日) +
80,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日 (8 月 10 日 ~ 8 月 15 日) =
1,121 円 (1 円未満端数切捨て)

(5) ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型残高スライド方式)

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された
場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショ ッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手 料充当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,624	1,376	96,376
3	7/15	96,376	8/10	35,000	33,777	1,223	62,599
4	8/15	62,599	9/10	5,000	3,857	1,143	58,742

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日 (5 月 15 日) まではショッピ
ング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 25 日 (5 月 16 日 ~ 6 月 9 日)
+ 100,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日 (6 月 10 日 ~ 6 月 15 日)
= 1,376 円 (1 円未満端数切捨て)

8 月 10 日支払分

100,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 24 日 (6 月 16 日 ~ 7 月 9 日)
+ 96,300 円 ** × 15% ÷ 365 日 × 6 日 (7 月 10 日 ~ 7 月 15
日) = 1,223 円 (1 円未満端数切捨て)

9 月 10 日支払分

96,300 円 ** × 15% ÷ 365 日 × 25 日 (7 月 16 日 ~ 8 月 9 日) +
62,500 円 ** × 15% ÷ 365 日 × 6 日 (8 月 10 日 ~ 8 月 15 日) =
1,143 円 (1 円未満端数切捨て)

** 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(6) ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型残高スライド方式)

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月
4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された
場合

	A	B	C	D	E	F	G
支 払 回 数	締切日	締切日時 点のショ ッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手数 料充当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,376	5,000	1,376	95,000
3	7/15	95,000	8/10	36,220	35,000	1,220	60,000
4	8/15	60,000	9/10	6,123	5,000	1,123	55,000

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピ
ング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日}$ （5 月 16 日～ 6 月 9 日）
 $+ 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日}$ （6 月 10 日～ 6 月 15 日）
 $= 1,376 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日}$ （6 月 16 日～ 7 月 9 日）
 $+ 95,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日}$ （7 月 10 日～ 7 月 15 日）
 $= 1,220 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

$95,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日}$ （7 月 16 日～ 8 月 9 日）
 $+ 60,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日}$ （8 月 10 日～ 8 月 15 日）
 $= 1,123 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）

(7) ボーナス併用リボルビング払い（平月：元利型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月
4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された
場合

	A	B	C	D	E	F	G
支 払 回 数	締切日	締切日時 点のショ ッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手数 料充当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000

2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,624	1,376	91,376
3	7/15	91,376	8/10	40,000	38,789	1,211	52,587
4	8/15	52,587	9/10	10,000	8,933	1,067	43,654

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 25 日（5 月 16 日～ 6 月 9 日）
 + 100,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 6 日（6 月 10 日～ 6 月 15 日）
 = 1,376 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円 × 15% ÷ 365 日 × 24 日（6 月 16 日～ 7 月 9 日）
 + 91,300 円 ** × 15% ÷ 365 日 × 6 日（7 月 10 日～ 7 月 15 日）
 = 1,211 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

91,300 円 ** × 15% ÷ 365 日 × 25 日（7 月 16 日～ 8 月 9 日） +
 52,500 円 ** × 15% ÷ 365 日 × 6 日（8 月 10 日～ 8 月 15 日） =
 1,067 円（1 円未満端数切捨て）

** 付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(8) ボーナス併用リボルビング払い（平月：元金型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショ ッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手 数料充 当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高(円) (B－E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,376	10,000	1,376	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,208	40,000	1,208	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,047	10,000	1,047	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

$$110,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} (5 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 6 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) \\ + 100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 6 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) \\ = 1,376 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$$

8 月 10 日支払分

$$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) \\ + 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) \\ = 1,208 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$$

9 月 10 日支払分

$$90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) + \\ 50,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = \\ 1,047 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$$

(9) 特約元利型定額方式

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,754	246	90,246
3	7/15	90,246	8/10	10,000	8,792	1,208	81,454
4	8/15	81,454	9/10	10,000	8,873	1,127	72,581

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 6 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) \\ = 246 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$$

8 月 10 日支払分

$$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) \\ + 90,200 \text{ 円} ** \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) \\ = 1,208 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$$

9 月 10 日支払分

$90,200 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 9 \text{ 日})$
 $+ 81,400 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,127 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$

** 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(10) 特約元金型定額方式

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,246	10,000	246	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,208	10,000	1,208	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,121	10,000	1,121	70,000

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日 (5 月 15 日) に係る約定支払日の前日 (6 月 9 日) まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日 (5 月 15 日) に係る約定支払日の前日 (6 月 9 日) までは手数料はかかり、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 6 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 246 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 9 \text{ 日})$
 $+ 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,208 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$

9 月 10 日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) + 80,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,121 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$

(11) 特約ボーナス併用リボルビング払い(平月：特約元利型定額方式)

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円) *	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,754	246	90,246
3	7/15	90,246	8/10	40,000	38,792	1,208	51,454
4	8/15	51,454	9/10	10,000	8,947	1,053	42,507

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかかり、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6 月 10 日} \sim \text{6 月 15 日)} = 246 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6 月 16 日} \sim \text{7 月 9 日)} + 90,200 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7 月 10 日} \sim \text{7 月 15 日)} = 1,208 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

$90,200 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7 月 16 日} \sim \text{8 月 9 日)} + 51,400 \text{ 円}^{**} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8 月 10 日} \sim \text{8 月 15 日)} = 1,053 \text{ 円}$ （1 円未満端数切捨て）

** 付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(12) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元金型定額方式）

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,246	10,000	246	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,208	40,000	1,208	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,047	10,000	1,047	40,000

* ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかかり、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6 月 10 日} \sim \text{6 月 15 日)}$
 $= 246 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6 月 16 日} \sim \text{7 月 9 日)}$
 $+ 90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7 月 10 日} \sim \text{7 月 15 日)}$
 $= 1,208 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

9 月 10 日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7 月 16 日} \sim \text{8 月 9 日)} +$
 $50,000 \text{ 円} \times 15\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8 月 10 日} \sim \text{8 月 15 日)} =$
 $1,047 \text{ 円 (1 円未満端数切捨て)}$

第 3 各支払方式に共通する事項

1 利用可能枠（極度額）に関する事項【会員規約第 39 条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

2 年会費に関する事項【会員規約第 22 条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。

支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の

支払義務は免れないものとします。

(消費税込)

会員区分別の年会費	
本人会員	
ゴールド	11,000円
一般	1,375円
家族会員	
ゴールド	1 名さまは無料。
	2 名さま以上の場合、2 人目より 1 名さまにつき1,100円
一般	440円

※ お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。

※ 別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。

〈個人情報取扱いに関する同意条項〉

第 1 条 (定義)

1. 本同意条項において、個人情報情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人情報情報機関とは、個人情報情報機関のうち株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）が信用情報提供契約を締結している者、提携個人情報情報機関とは、加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関であって加盟個人情報情報機関以外の者をいいます。
2. 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第 2 条 (取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)

1. 本人会員および本人会員となろうとする者（以下これらを総称して「本人会員等」といいます。）は、当行が、以下の第 1 号から第 3 号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第 1 号から第 3 号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。
 - (1) 本契約
 - (2) ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約
 - (3) 本人会員等と当行との間の本契約以外の契約

2. 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人情報情報機関から提供を受けた個人情報、第7条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。
- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報
 - (2) 本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費（居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。）その他の本人会員等の支払能力等に関する情報
 - (3) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種類、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された 預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報
 - (4) 本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報
 - (5) 本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当行が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）

第3条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）

- 1. 本人会員等は、当行が、本件個人情報（ただし、第2条第2項第2号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。
 - (1) 当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発
 - (2) 当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内
 - (3) 当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内
- 2. 当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトまたは定款におい

でご確認いただけます。

3. 当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第 4 条（個人信用情報機関）

1. 当行の加盟個人信用情報機関 は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒 100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic
株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	〒 160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（C I C）は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

2. 提携個人信用情報機関 は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社日本信用情報機構（JICC）	〒 105-0011 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号 芝パークビル B 館 4 階	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構（J I C C）は、貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

第 5 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）

1. 本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
 - (1) 本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため
 - (2) 当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため
 - (3) 当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため

2. 前項に定める、加盟個人情報信用情報機関または提携個人情報信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人情報信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人情報信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人情報信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報を行います。
3. 当行は、加盟個人情報信用情報機関または提携個人情報信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。

第 6 条（個人情報信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

1. 本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人情報信用情報機関に提供し、加盟個人情報信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

登録される情報	個人情報信用情報機関別の登録される期間		
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)	全国銀行 個人情報情報 センター
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申込に係る情報	当行個人が信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	照会日から 6 ヶ月以内	当行が個人情報信用情報機関に照会した日から 1 年を超えない期間
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約期間中および契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内）	契約期間中および規約終了日（完済日）より 5 年を超えない期間
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内	契約期間中および契約終了日（完済日）より 5 年を超えない期間

2. 当行が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

(1) CIC に対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号を除く。）等
②本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別（申込区分）、契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量 / 回数 / 期間、支払回数等
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

(2) 全国銀行個人信用情報センターに対して

情報の項目	具体例
①本人情報	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便付着の有無等を含む。）、電話、勤務先等
②本契約の内容およびその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続き、解約、完済等の事実
③当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	
④官報情報	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	
⑥本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等

(3) 株式会社日本信用情報機構（JICC）に対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②申込情報	照会日、申込商品種別等
③契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額
④返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等
⑤取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等

3. 本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。

第 7 条（機微情報の取扱い）

1. 当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。
2. 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。
 - (1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）に定める要配慮個人情報
 - (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの
3. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第 6 号から第 9 号に掲げる場合であって、機微情報が前項第 1 号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
 - (1) 法令に基づく場
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 学術研究機関等から学術研究目的で機微（センシティブ）情報を取得する必要がある場合（当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
 - (6) 機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合
 - (7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (8) 当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

第 8 条（個人情報の公的機関等への提供）

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合に

は当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第 9 条（個人情報の静銀カード株式会社への提供）

会員等は、当行が会員規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う静銀カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に対し、第 2 条第 2 項各号の個人情報を提供し、保証会社が本保証取引を含む同社との取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第 10 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第 14 条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。
2. 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。
3. 当行の保有個人データまたは当行が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第 11 条（本同意条項に不同意の場合）

1. 本人会員等が本同意条項第 2 条第 1 項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
2. 本人会員等が第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項ならびに第 8 条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。
3. 本人会員等は、本同意条項のうち、第 2 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項ならびに第 8 条に定める同意につき、撤回することはできません。
4. 本人会員等が第 3 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約

を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第12条（第3条第1項の同意の撤回）

1. 本人会員等が、当行所定の手続きにより第3条第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当該本人会員等（当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。）に係る個人情報につき、第3条第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。
2. 第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第14条記載のお問合せ窓口にお問合せください。
3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当行は当該各号に定める限度で、第3条第1項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	第3条第1項各号の定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第3条第1項第2号または第3号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他の業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第3条第1項第2号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当行の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに不随的に広告または宣伝が行われる場合

第13条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

1. 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第2条、第5条および第6条に定める範囲で利用または提供されます。
2. 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第2条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第5条および第6条に定める範囲で利用または提供されます。

第14条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては下記当行お客様相談センターにご連絡ください。なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社静岡銀行 クレジットカードセンター
TEL 054-349-2211
〒424-0886
住所 静岡県静岡市清水区草薙 1-13-10

第15条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。